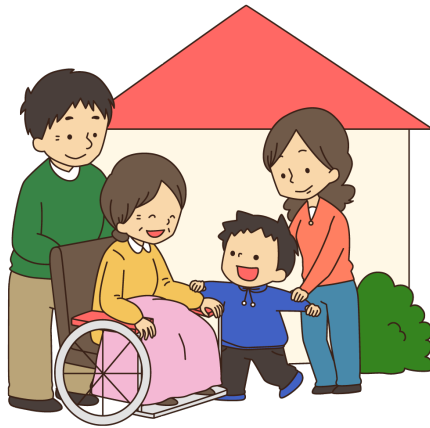


介護保険

住宅改修及び特定福祉用具販売の手引き



(令和8年4月)

たつの市

目次

【1】住宅改修	1
1 住宅改修費の支給要件	2
2 住宅改修費の支給申請の手続き	4
3 住宅改修の種類	8
【2】特定福祉用具販売	12
1 福祉用具購入費の支給要件	13
2 福祉用具購入費の支給申請の手続き	15
【参考資料】	
介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(解釈通知)	18

【1】住宅改修

住宅改修施工事業者は、要介護・要支援認定を受けた在宅の被保険者が、住み慣れた自宅において家族と共に安心して自立した生活が送れるよう、利用者の心身の状況や生活実態を勘案しながら工事を進めることが大切です。

なお、工事を着工する前に事前申請書及び理由書等、必要な書類をあらかじめ市に提出する必要があります。

※すでに着工または完了している工事等は支給対象となりませんのでご注意ください。



I 住宅改修費の支給要件

要介護（要支援）認定者（以下「要介護者等」という。）である在宅生活の方が、手すりの取付けや段差の解消その他厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行った場合に、改修に要した費用の一部が支給されます。

《注意》 住宅改修費の支給を受けるためには、工事着工前に、必ず市への**事前申請**が必要です。
まず、ケアマネジャー、住環境コーディネーター2級資格取得者、理学療法士、作業療法士（以下「ケアマネジャー等」という。）に相談してください。

対象となる住宅改修の種類（法第45条、厚労省告示第95号）

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(I) 支給の条件

- ① 本市の被保険者であり、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けて在宅生活している方であること
※認定申請前に工事を行った場合は、支給対象外です。
※認定申請中に工事を行った場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます。非該当となった場合は支給されませんのでご注意ください。
- ② 要介護者等の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる改修であること。
- ③ 保険給付対象の範囲の改修であること。（書類作成費、写真代、仮設費用は給付対象外）
- ④ 要介護者等が現に居住する住民票の所在地（介護保険被保険者証に記載された住所）の住宅であること。
※一時的に身を寄せている住宅の改修は対象になりません。
- ⑤ 医療機関に入院または介護保険施設に入所している方は、原則、対象になりません。
※退院・退所後の住宅について、あらかじめ改修しておくことが必要となるケースも想定されるため、退院・退所の目途がたってから、事前に本市高年福祉課介護保険係に相談してください。
※相談の結果、所定の手続きを踏んだ上で改修した場合、要介護者等が退院・退所しないこととなった場合は住宅改修費を支給できませんのでご注意ください。
- ⑥ 要介護者等が自ら住宅改修のための材料を購入し、要介護者等又は家族等が住宅改修を行う場合は、材料の購入費は支給対象となりますが、工賃は支給対象外となります。

※その他の様々なケースについて、それぞれ支給できる条件がありますので、詳しくは本市高年福祉課介護保険係までご相談ください。

(2) 住宅改修費が支給できない場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- ① 被保険者が工事着工前に死亡した場合
- ② 被保険者が工事着工後に医療機関および介護保険施設を退院(退所)しないまま死亡した場合(被保険者が工事期間中に死亡した場合、死亡時に完成している部分について支給対象)
- ③ 要支援・要介護認定が非該当となった場合

(3) 支給限度基準額

住宅改修費の支給限度基準額(申請額)は、要介護状態区分(要介護・要支援)にかかわらず20万円です。このうち、現に住宅改修に要した費用で介護保険の対象となる部分について、9割～7割の額が支給されます。自己負担額は1割～3割となります。

【負担割合ごとの内訳】

利用者の負担割合	支給限度基準額	介護保険給付上限額	自己負担額
1割	20万円	18万円	2万円
2割		16万円	4万円
3割		14万円	6万円

※住宅改修費は、対象とならない工事種類の場合には支給できません。また、支給限度基準額を超えた部分は全額自己負担となります。

住宅改修費の支給は、原則として1人の要介護者等に対して1回限りです。

(支給限度基準額まで、工事を数回に分けて利用することも可能です。)

ただし、以下の場合に限り改めて20万円の申請が可能となる場合があります。

- ① 転居した場合
- ② 要介護状態区分が著しく重くなった場合(3段階以上)

要介護状態等区分	3段階以上となる要介護度
要支援1 又は 経過的要介護	要介護3、要介護4、要介護5
要支援2 又は 要介護1	要介護4、要介護5
要介護2	要介護5

2 住宅改修費の支給申請の手続き

要介護者等（以下「利用者」という。）は、次の償還払い方式か受領委任払い方式のいずれかの方法で住宅改修を行ってください。

（1）償還払い方式

利用者は、事前申請の承認後に工事を行い、工事完了後、住宅改修に要した費用を施工業者に一旦全額支払います。その後、市に必要な書類を提出し、審査の結果、給付対象工事と認められれば給付対象額に保険給付率（9割～7割）を乗じて得た額を利用者に支給します。

改修内容の相談・検討

- ・利用者は、担当のケアマネジャー等と改修内容について必ず相談し、適切なアドバイスを受けた上で改修内容を決めてください。
- ・同時に、事前申請の際に必要な「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼してください。
※改修内容が介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、事前に本市高年福祉課介護保険係にご相談ください。
※20万円を超える工事については、介護保険制度（20万円まで）とは別に「たつの市高齢者等住宅改造費助成事業」もあります。

事前申請書類の提出

【提出書類】※記載例を十分に確認の上作成してください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（償還払用）
※住宅所有者の承諾欄・・・改修を行う住宅の所有者が利用者本人でない場合に記名が必要です。
- ② 住宅改修が必要な理由書
※ケアマネジャー等が、利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載してください。
- ③ 工事費見積書
※工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。
- ④ 住宅の平面図
※改修箇所を図面に記載した家全体（生活範囲）の図面を提出してください。
- ⑤ 改修前の写真（カラー）
※撮影日の分かるもので改修予定箇所ごとにA4用紙に添付して提出してください。
※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示してください。
※手すり、踏み台等は、設置箇所が分かるようにマーカー等で記入してください。

事前申請内容の承認

- ・事前申請書類を審査した結果、適当であると認める場合は、「住宅改修費承認通知書」を申請者（利用者）宛てに送付します。
※現地確認する場合があります。
※承認後であっても改修内容に変更が生じた場合は、必ず着工までに再申請していただき再

度承認を受けてください。（この手続きなしに着工した場合は給付対象となりませんのでご注意ください。）

工事の着工・完了

・利用者は、「承認通知書」の内容を確認の上、ケアマネジャー等と施工業者に連絡し、速やかに工事を行ってください。

支給申請書類の提出

【提出書類】※記載例を十分に確認の上作成してください。

- ① 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払用）
- ② 工事費内訳書
- ③ 領収書 ※利用者本人宛の原本が必要です。
- ④ 改修後の写真（カラー）

※撮影日の分かるもので改修箇所ごとにA4用紙に添付して提出してください。また、改修前の写真と同方向から撮影してください。

※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示してください。

住宅改修費の支給

・支給申請書類の提出を受けて、事前申請時の書類と併せて審査した結果、必要と認めた場合に住宅改修費を支給決定します。振込内容については、「支給決定通知書」により通知します。

（2）受領委任払い方式

利用者は、施工業者に対して介護保険の住宅改修の対象となる工事費用の1割～3割の自己負担分を支払い、残りの9割～7割分については、利用者から受領を委任された施工業者に対して、市から直接支払います。

これにより、利用者は購入費用の全額を事業者を支払う必要がなくなります。

受領委任払いは、事前に「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱届出書」を提出し、受理された事業者を利用して住宅改修を行う場合のみ利用可能となります。

ただし、前述の支給の要件に加え、次に該当する場合は利用できませんのでご注意ください。

- ① 給付制限を受けている場合
- ② 介護保険料の滞納がある場合
- ③ 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の場合
- ④ 要介護・要支援認定において新規申請中の場合

※事前申請時点及び工事期間中において要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

改修内容の相談・検討

- ・利用者は、担当のケアマネジャー等と改修内容について必ず相談し、適切なアドバイスを受けた上で改修内容を決めてください。
 - ・受領委任払いを利用したい旨をケアマネジャー等に伝えてください。
 - ・同時に、事前申請の際に必要な「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼してください。
- ※改修内容が介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、事前に本市高年福祉課介護保

険係にご相談ください。

※20万円を超える工事については、介護保険制度（20万円まで）とは別に「たつの市高齢者等住宅改造費助成事業」もあります。

事前申請書類の提出

【提出書類】※記載例を十分に確認の上作成してください。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）
※住宅所有者の承諾欄・・・改修を行う住宅の所有者が利用者本人でない場合には、所有者の記名が必要です。
※委任欄に被保険者の署名が必要です。
- ②住宅改修が必要な理由書
※ケアマネジャー等が、利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載してください。
- ③工事見積書
※工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。
- ④住宅の平面図
※改修箇所を図面に記載した家全体（生活範囲）の図面を提出してください。
- ⑤改修前の写真（カラー）
※撮影日の分かるもので改修予定箇所ごとにA4用紙に添付して提出してください。
※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示してください。
※手すり、踏み台等は、設置箇所が分かるようにマーカー等で記入してください。

事前申請内容の承認

- ・事前申請書類を審査した結果、適当であると認める場合は、「住宅改修費承認通知書」を申請者（利用者）宛てに送付します。
※現地確認する場合があります。
※承認後であっても改修内容に変更が生じた場合は、必ず着工までに再申請していただき再度承認を受けてください。（この手続きなしに着工した場合は給付対象となりませんのでご注意ください。）

工事の着工・完了

- ・利用者は、「承認通知書」の内容を確認の上、ケアマネジャー等と施工業者に連絡し、速やかに工事を行ってください。

支給申請書類の提出

【提出書類】※記載例を十分に確認の上作成してください。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- ②工事内訳書
- ③領収書
※利用者本人宛の原本が必要です。
※1割負担の場合、給付対象額（工事費）に1/10を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）

が領収金額になります。(保険給付額は、改修費用×0.9で1円未満を切り捨てるため。)

(例) 改修費用の額が 133,333円の場合

$$\text{利用者負担額} = 133,333 \times 1 / 10 = 13,333.3 \text{円}$$

$$\doteq 13,334 \text{円 (1円未満の端数切り上げ)}$$

※20万円を超える工事の場合は、「領収金額＝1割～3割の自己負担額＋超えた部分の改修費」となります。但し書きには、1割～3割の自己負担分と超えた部分の自己負担分の内訳を記載します。

④改修後の写真(カラー)

※撮影日の分かるもので改修箇所ごとにA4用紙に添付して提出してください。また、改修前の写真と同方向から撮影してください。

※段差解消の場合はメジャーを写しこむなどして数値が分かるように示してください。

住宅改修費の支給

- ・支給申請書類の提出を受けて、事前申請時の書類と併せて審査した結果、必要と認められた場合に住宅改修費を支給決定し、「支給決定通知書」により利用者に通知します。支給決定後、受領委任手続きにより、施工業者の指定口座に振り込みます。

3 住宅改修の種類

各参考事例は、あくまで一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、必ず事前に本市高年福祉課介護保険係にご相談ください。各参考事例内の「対象外工事」は、介護保険の給付対象外となる工事等を例示しています。

(1) 手すりの取付け

・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置

〔付帯工事〕

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

【参考事例】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外工事
○ 室内の手すり(居室、便所、浴室、玄関、廊下、階段等)	× 集合住宅等の共用部分の手すり(ただし、貸主の承諾があり、動線上であれば可)
○ 敷地内の手すり(玄関ポーチ、門扉までの通路等)	× 敷地外の手すり
○ 下駄箱への手すりの取付け(手すりの安全性を確認できる場合に限る。)	× 手すり取付けの場合で、既存設置物の移設相当費用
○ 既存手すりの撤去費(取替え・移設の場合)	× 家具等への手すりの取付け(下駄箱等の固定されていない家具への取付け)(下記の※注釈※も合わせてご確認ください。)
○ 既存手すりの取替え・移設(身体状況の変化等による場合のみ)	

※注釈※ただし、当該下駄箱等が住宅に据え付けられており、かつ手すりを取り付けるのに十分な強度(補強板を用いて十分な強度を得る場合も含む。)が確認されている場合は、対象になります。この場合、施工業者は、改修前の写真等へこの旨を添え書き(押印も必要)する必要があります。

・取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

・被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、跳ね上げ式手すり、また取り外し可能な手すり(着脱式手すり)についても、取り外しできないように金具等で住宅に固定化する工事が行われているのであれば、住宅改修の対象となります。但し、支給申請の際には、跳ね上げ式手すりの場合は跳ね上げ途中の状態の写真、取り外し可能な手すりの場合は住宅に固定されていることが確認できる写真が必要となります。

(2) 段差の解消

敷居を低く(撤去)する、スロープの設置、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消

〔付帯工事〕

浴室の床のかさ上げ(浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え)に伴う給排水設備工事、転落防止柵の設置工事(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置)も対象

【参考事例】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷居を低く(撤去)する工事 ○ スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○ 玄関上り框等の段差に踏み台を固定設置する工事 ○ 浴室の床のかさ上げ工事 ○ 浴室の床のかさ上げ(浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え)に伴う既存のシャワー・水栓の移設工事(住宅改修に伴う構造上やむを得ない場合に限る) ○ 玄関から敷地外までの通路の敷石による凹凸をモルタル等で平坦にする工事 ○ 廊下の床のかさ上げ工事 ○ 便所の床のかさ上げ・下げ工事 ○ 階段の勾配を緩やかにする工事 ○ 浴槽の取替え(またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合) ○ 傾斜の解消 ○ 転落防止柵の設置(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置) 	<ul style="list-style-type: none"> × 掘りごたつや床下収納スペースを埋める工事 × スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 × 昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事 × 上り框に腰かけ台を設置する工事 × 浴室の床のかさ上げ(浴室の床のかさ上げや、浴槽の取替え)に伴うシャワー・水栓の新設・移設(住宅改修に伴う構造上やむを得ない場合を除く)・取替え工事 × 転落防止柵の設置<u>単独</u>の工事(転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため) × 電気工事 × 着脱式の踏み台の設置(下記の※注釈※も合わせてご確認ください)

※注釈※着脱できないように固定する際は支給対象となります。

・取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室では畳からフローリング材へ変更
- ・浴室では滑りにくい床材への変更
- ・屋外通路面においては滑りにくい舗装材への変更
[付帯工事]

床材の変更のための下地の補強や根太(ねだ)の補強又は通路面の変更のための路盤整備も対象

【参考事例】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 畳からフローリング材へ変更 ○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○ 階段の滑り止め(固定されているもの) ○ 既存マンホールの移設 	<ul style="list-style-type: none"> × 老朽化による床材の張り替え × 滑り止めマットを洗い場に置く × 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更 × 木製板材から木製板材への変更

*タイルへ変更の場合、滑り防止等の効果が記載されたカタログが必要となります。

*必要以上の幅員に対する床材変更

通路においては通行に必要な幅員のみを面積按分して給付対象とします。本市においては、目安として、900mm程度を認めています(利用者の状況により個別に判断します。)

(4) 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸から引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等に取替え
 - ・ドアノブの変更、戸車の設置等を含む工事を伴う扉の取替え
 - ・扉の撤去
- [付帯工事]

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象

【参考事例】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え ○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○ ドアノブの変更(玉ノブをレバー式等に変更) ○ 戸車の設置、吊元の変更 ○ 扉の撤去 ○ 扉の取替に伴う補修 	<ul style="list-style-type: none"> × 自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用 × 引き戸等の新設 × 老朽化による取替え、修理 × 雨戸の取替え × 破損による怪我を防ぐための扉ガラス部分の材質変更

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更等工事を伴う便器の取替え

既存の便器の位置や向きを変更する場合

[付帯工事]

便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更も対象

※水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象となります。

※非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります。また、電気配線、天井等の工事も対象外となります。

【参考事例】

○ 保険給付の対象工事	× 対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 和式便器から洋式便器への取替え ○ 洋式便器の向きを変える工事 ○ 既存の和式便器は壊し、別の場所に洋式便器を設置(和式便器を洋式便器に取り換えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを支給対象) 	<ul style="list-style-type: none"> × 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 × 介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置 × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替え × 水洗化又は簡易水洗化にかかる費用

・和式便器から洋式便器への取り換えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、

それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。

・異なる高さの洋式便器への取り替えは、他に方法がない場合に限り対象となります。事前に本市高年福祉課介護保険係へご相談ください。

【2】特定福祉用具販売（福祉用具購入）

福祉用具を購入する際は、県に指定された販売事業者で福祉用具専門相談員の助言を受けて、適切に選んでください。



I 福祉用具購入費の支給要件

要介護者等が、入浴または排せつの用に供する福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具を購入したときに、購入に要した費用の一部が支給されます。

(1) 支給の条件

- ① 本市の被保険者であり、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けて在宅生活している方
- ② 医療機関に入院または介護保険施設に入所している方は、原則、対象になりません。
- ③ 福祉用具は、県に指定された販売事業者で購入してください。
- ④ その他、福祉用具の選定にあたっては、治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用すること、在宅で使用すること、取付けに工事を伴わないものであることと等について留意する必要があります。
- ⑤ 同一種目の福祉用具購入費の支給は1回に限りますが、以下の場合については再度購入することが可能です。いずれの場合についても、購入前に本市高年福祉課介護保険係にご連絡ください。
 - ・当該福祉用具が破損した場合
申請時に、破損した当該福祉用具の写真を添付してください。
 - ・用途および機能が著しく異なる場合
福祉用具サービス計画書の写しに、既に購入している同一種目の福祉用具との用途、機能の違いを明記し、新たに同一種目の福祉用具を購入する必要性を記載してください。
 - ・被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合
前回購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合が考えられます。
再購入の前に、本市高年福祉課介護保険係まで再購入が必要な理由書の提出をお願いします。(様式自由)理由書の内容を元に、再購入に係る保険給付の可否を判断します。
《理由書に記載していただく事項》
 - 既に購入した福祉用具の使用が困難である理由
 - 介護状況や身体状況の変化にかかる経緯
 - 再購入の合理性
- ⑥ 福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品については、保険給付の対象となります。購入前に本市高年福祉課介護保険係に相談してください。
市が申請可能と判断した場合は、申請の際に当該福祉用具(部品交換前)の該当部分の状態が分かる写真を提出してください。

※その他特別の事情がある場合等様々なケースについて、それぞれ支給対象となる条件がありますので、詳しくは本市高年福祉課介護保険係までご相談ください。

(2) 支給限度基準額等

- ① 福祉用具購入費は、要介護者等の日常生活の自立の促進及び介助者の負担軽減を図るものとして市が必要と認める場合に限り支給されます。
- ② 福祉用具購入費の支給限度基準額は 10万円です。このうち、現に福祉用具購入に要した費用の9割～7割に相当する額を保険給付します。

【負担割合ごとの内訳】

利用者の負担割合	支給限度基準額	介護保険給付上限額	自己負担額
1割	10万円	9万円	1万円
2割		8万円	2万円
3割		7万円	3万円

- ③ 支払いは、いったん費用の全額を要介護者等が負担し、後に9割～7割の払い戻しを申請する償還払いの方法が原則ですが、本市では、要介護者等が1割～3割の自己負担額を支払い、市から販売事業者に残りの9割～7割を支払う受領委任払いの方法もあります。
- ④ 福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。
- ⑤ 福祉用具購入費は、対象とならない用具の場合には保険給付できません。また、保険対象となる購入費用の総額が支給限度基準額の10万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- ⑥ 同一種目の福祉用具購入費の支給は1回に限りませんが、当該福祉用具が破損した場合、用途および機能が著しく異なる場合等、特別の事情がある場合で市が必要と認めるときは、再度購入することが可能です。

(3) 購入できる福祉用具の種目について(法第44条、厚労省告示第94号)

① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- A) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- B) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- C) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上げる際に補助できる機能を有しているもの
- D) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)

② 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が安易に交換できるもの。

③ 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を測定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。

④ 入浴補助用具

- A) 入浴用いす
- B) 浴槽用手すり
- C) 浴槽内いす
- D) 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- E) 浴室内すのこ
- F) 浴槽内すのこ
- G) 入浴用介助ベルト

⑤ 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの

⑥ 移動用リフトのつり具の部分

※以下は貸与と購入を選択できる福祉用具です。

令和6年4月1日から、利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入します。

選択にあたり、担当される福祉用具専門相談員及び介護支援専門員は、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行ってください。

⑦ スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもの除きます。(分類 固定用スロープと明記されているもの)

※スロープを購入した場合は、必要性を確認するため、平面図(設置場所を記載)又は設置後の写真(設置場所を記載)の提出が必要です。

⑧ 歩行器

歩行器のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除きます。

⑨ 歩行補助杖

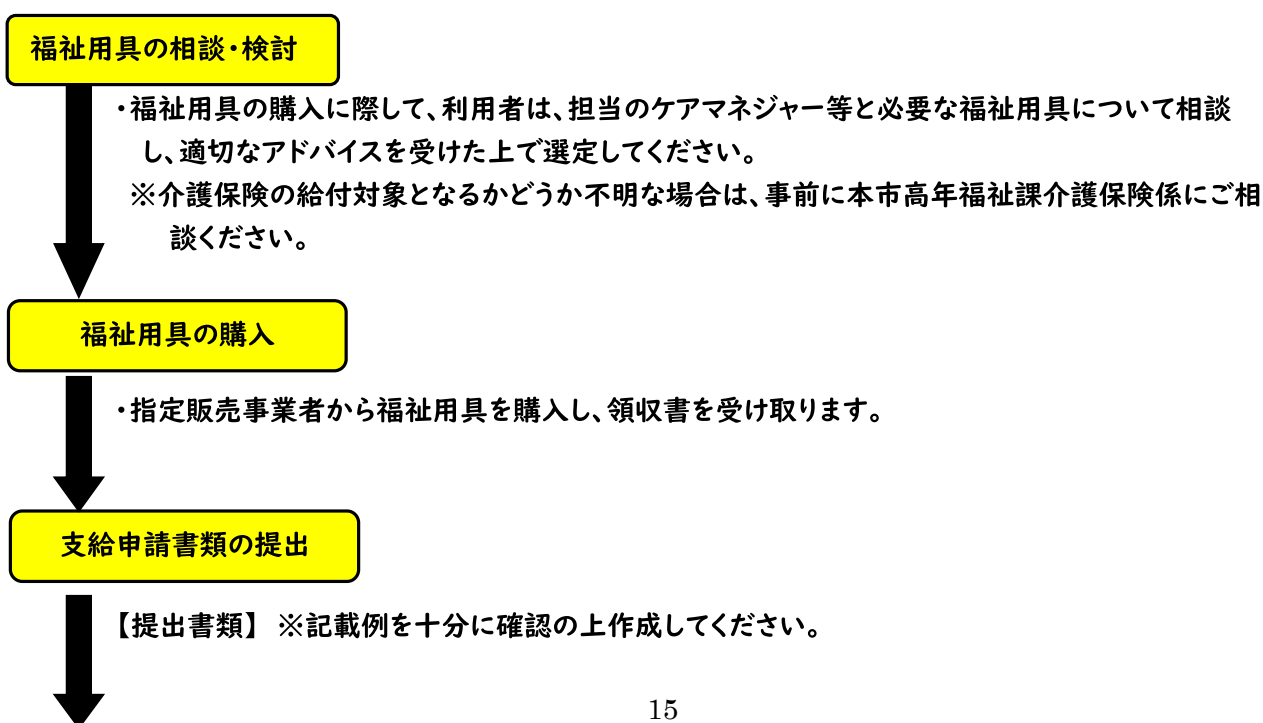
- ・単点杖はカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチに限ります。
- ・多点杖


2 福祉用具購入費の支給申請の手続き

利用者は、次の償還払い方式か受領委任払い方式のいずれかの方法で福祉用具購入費を申請してください。

(1) 償還払い方式

利用者は、福祉用具を購入したときは、一旦、購入に要した費用の全額を指定販売事業者に支払います。その後、市に必要な書類を提出し、審査の結果、支給対象であることが認められた場合に、購入費用に保険給付率(9割~7割)を乗じて得た額を利用者に支給します。



- 
- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(償還払用)
 - ② 領収書 ※利用者本人宛の原本が必要です。
 - ③ 購入した福祉用具のパンフレット
 - ④ 福祉用具サービス計画書の写し
 - ⑤ 排泄予測支援機器購入の場合は以下の書類が必要
A) 排泄予測支援機器確認調書
B) 膀胱機能の医学的な所見を確認した以下のいずれかの書類
 - ・介護認定審査における主治医の意見書
 - ・サービス担当者会議等における医師の所見
 - ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ・個別に取得した医師の診断書 等
 - ⑥ スロープを購入した場合は、平面図(設置場所を記載)又は設置後の写真(設置場所を記載)
 - ⑦ 再購入で破損が原因の場合は、破損した当該福祉用具の写真
 - ⑧ 部品購入の場合は、該当部分の状態が分かる写真

福祉用具購入費の支給

- ・支給申請書類の提出を受けて、審査した結果、必要と認めた場合に福祉用具購入費を支給決定します。振込内容については、「支給決定通知書」により通知します。

(2) 受領委任払い方式

利用者は、指定販売事業者に対して購入に要した費用の1割～3割を支払い、残りの9割～7割分については、利用者から受領を委任された指定販売事業者に対して、市から直接支払います。

これにより、利用者は購入費用の全額を事業者を支払う必要がなくなります。

受領委任払いは、事前に「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱届出書」を提出し、受理された事業者を利用して購入した場合のみ利用可能となります。

ただし、前述の支給の要件に加えて、次に該当する場合は利用できませんのでご注意ください。

- ① 給付制限を受けている場合
- ② 介護保険料の滞納がある場合
- ③ 医療機関に入院中又は介護保険施設に入所中の場合
- ④ 要介護・要支援認定において新規申請中の場合

※事前申請時点及び工事期間中において要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

福祉用具の相談・検討

・福祉用具の購入に際して、利用者は、担当のケアマネジャー等と必要な福祉用具について相談し、適切なアドバイスを受けた上で選定してください。

・受領委任払いを利用したい旨をケアマネジャー等に伝えてください。

※介護保険の給付対象となるかどうか不明な場合は、事前に本市高年福祉課介護保険係にご相談ください。

福祉用具の購入

・指定販売事業者から福祉用具を購入して1割～3割の利用者負担分を支払い、領収書を受け取ります。

支給申請書類の提出

【提出書類】 ※記載例を十分に確認の上作成してください。

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
※「福祉用具が必要な理由」は、品目ごとに記載してください。
※「購入金額」は、10割の金額を記載してください。
※委任欄に被保険者の署名が必要です。
- ② 領収書 ※利用者本人宛の原本が必要です。

※1割負担の場合、給付対象額(購入額)に1/10を乗じた額(1円未満の端数は切り上げ)が領収金額になります。(保険給付額は、給付対象額×0.9で1円未満を切り捨てるため。)

(例)福祉用具の購入金額の額が 33,333円の場合

利用者負担額=33,333×1/10=3,333.3円 ≒3,334円(1円未満の端数切り上げ)

※同一年度内で10万円を上回る場合は、「領収金額=支給限度基準額内の自己負担額(1割～3割)+支給限度基準額を超えた額」となります。

※但し書きには、1割～3割の自己負担分と超えた部分の自己負担分の内訳を記載します。

- ③ 購入した福祉用具のパンフレット
- ④ 福祉用具サービス計画書の写し
- ⑤ 排泄予測支援機器購入の場合は以下の書類が必要
 - A) 排泄予測支援機器確認調書
 - B) 膀胱機能の医学的な所見を確認した以下のいずれかの書類
 - ・介護認定審査における主治医の意見書
 - ・サービス担当者会議等における医師の所見
 - ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ・個別に取得した医師の診断書 等
- ⑥ スロープを購入した場合は、平面図(設置場所を記載)又は設置後の写真(設置場所を記載)
- ⑦ 再購入で破損が原因の場合は、破損した当該福祉用具の写真
- ⑧ 部品購入の場合は、該当部分の状態が分かる写真

福祉用具購入費の支給

・支給申請書類の提出を受けて、審査した結果、必要と認めた場合に福祉用具購入費を支給決定し、「支給決定通知書」により利用者へ通知します。

支給決定後、受領委任手続きにより、指定販売事業者の指定口座に振り込みます。

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (解釈通知)

第一 福祉用具

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用品」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす

座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便座等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更